

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総務部人事局
法制文書課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

告 示

○救急病院及び救急診療所の認定の一部改正.....	(医療業務課)	10
○土地改良区の定款の変更の認可.....	(農業施設管理課)	10
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(農業施設管理課)	10
○知事権限に係る保安林の指定の解除の予定.....	(治山課)	11
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....	(治山課)	11
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....	(治山課)	11
○農林水産大臣権限に係る保安林の指定施業要件の変更の予定.....	(治山課)	12
○森林法による通知に代える公示(2件).....	(治山課)	12

公 告

○北海道市町村職員共済組合の平成24年度決算の要旨.....	(市町村課)	13
--------------------------------	--------	----

総合振興局告示及び振興局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		15
------------------------	--	----

道教育庁教育局告示

○特定調達契約に係る入札の公告(2件).....		16
--------------------------	--	----

道企業局告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示.....		18
------------------------	--	----

告 示

北海道告示第453号

昭和62年北海道告示第1770号(救急病院及び救急診療所の認定)の一部を次のように改正する。

平成25年7月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

札幌市の項札幌医科大学附属病院の事項及び医療法人社団北匠会札幌北脳神経外科の事項中「平成25.6.30」を「平成28.6.30」に改め、同項コスモ脳神経外科の事項中「平成27.1.31」を「平成28.6.30」に改め、同項札幌心臓血管クリニックの事項中「平成26.9.30」を「平成28.6.30」に改め、同項勤医協中央病院の事項中「札幌市東区伏古10条

2丁目15番1号」を「札幌市東区東苗穂5条1丁目9-1」に、「平成26.1.31」を「平成28.6.30」に改め、同項医療法人社団碩心会心臓血管センター北海道大野病院の事項中「医療法人社団碩心会心臓血管センター北海道大野病院」を「社会医療法人社団碩心会心臓血管センター北海道大野病院」に改め、同項医療法人高橋脳神経外科病院の事項中「医療法人高橋脳神経外科病院」を「医療法人明日佳札幌宮の沢脳神経外科病院」に改め、同項手稲溪仁会病院の事項及び医療法人社団エス・エス・ジェイ札幌整形循環器病院の事項中「平成25.6.30」を「平成28.6.30」に改める。

旭川市の項医療法人社団杏仁会大雪病院の事項中「平成25.6.30」を「平成28.6.30」に改める。

室蘭市の項日鋼記念病院の事項及び大川原脳神経外科病院の事項中「平成25.6.30」を「平成28.6.30」に改める。

帯広市の項財団法人北海道医療団帯広第一病院の事項中「財団法人北海道医療団帯広第一病院」を「公益財団法人北海道医療団帯広第一病院」に改め、同項医療法人社団博愛会開西病院の事項及び独立行政法人国立病院機構帯広病院の事項中「平成25.6.30」を「平成28.6.30」に改める。

岩見沢市の項医療法人北翔会岩見沢北翔会病院の事項中「平成25.6.30」を「平成28.6.30」に改める。

江別市の項医療法人社団親寿会池永クリニックの事項中「平成25.6.30」を「平成28.6.30」に改める。

恵庭市の項医療法人社団我汝会えにわ病院の事項中「平成25.6.30」を「平成28.6.30」に改める。

石狩市の項医療法人社団佐々木整形外科医院の事項中「平成25.6.30」を「平成28.6.30」に改める。

木古内町の項中「平成25.6.30」を「平成28.6.30」に改める。

八雲町の項八雲総合病院の事項中「平成25.6.30」を「平成28.6.30」に改める。

芽室町の項中「平成25.6.30」を「平成28.6.30」に改める。

北海道告示第454号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、平成25年6月26日、上ノ国土地改良区の定款の変更を認可した。

平成25年7月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第455号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の3第1項の規定により、道営土地改良(網

走東部地区畑地帯総合整備〔担い手支援型〕（区画整理、暗渠排水、土層改良）事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道オホーツク総合振興局に備え置いて、平成25年7月9日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成25年7月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道告示第456号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成25年7月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除予定保安林の所在場所 磯谷郡蘭越町字湯里680の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び蘭越町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第457号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成25年7月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 解除に係る保安林の所在場所 網走郡大空町女満別中央389の1・391の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- 2 保安林として指定された目的 風害の防備
- 3 解 除 の 理 由 道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を北海道オホーツク総合振興局産業振興部林務課及び大空町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第458号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成25年7月5日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩内郡岩内町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
岩内町（次の図に示す部分に限る。）
(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 2(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 古宇郡神恵内村（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 土砂の崩壊の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐に係る立木の伐採を禁止する。
(イ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立 木 の 伐 採 の 限 度 次のとおりとする。
- 3(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 積丹郡積丹町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 風害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件
ア 立 木 の 伐 採 の 方 法
(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
- 4(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩内郡岩内町（次の図に示す部分に限る。）
- (2) 保安林として指定された目的 干害の防備
- (3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

5(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 岩内郡岩内町・古宇郡神恵内村（以上1町1村について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、立木の伐採を禁止する。

神恵内村（次の図に示す部分に限る。）

(イ) その他の森林については、主伐は、択伐による。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道後志総合振興局産業振興部林務課及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第459号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第29条の規定による通知があった。

平成25年7月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1 指定施業要件変更予定保安林の所在場所 紋別郡西興部村（次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

西興部村（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道水産林務部林務局治山課及び西興部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第460号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を関係町村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第410号のとおりである。

平成25年7月5日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 所在が不明な者

寿都郡黒松内町字旭野156の1、156の2、157、字西沢123の2所在の森林について所有権を有する 高橋 達也

(2) 掲示場所 黒松内町役場

2(1) 所在が不明な者

虻田郡留寿都村字三ノ原3の9、3の10所在の森林について所有権を有する

三幸電気産業株式会社

虻田郡留寿都村字三豊283の1、284の1、284の4、284の5所在の森林について所有権を有する 鍛冶 みち子

(2) 掲示場所 留寿都村役場

北海道告示第461号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の2の規定による保安林の指定施業要件の変更の予定の通知に係る次の者の所在が不明なので、同法第189条の規定により、その通知の内容を泊村役場の掲示場に掲示した。その要旨は、平成25年北海道告示第375号のとおりである。

平成25年7月5日

北海道知事 高橋 はるみ

所在が不明な者

古宇郡泊村大字興志内村29の1、279所在の森林について所有権を有する

佐藤 ユキ

古宇郡泊村大字興志内村415所在の森林について所有権を有する

工藤 千太郎

古宇郡泊村大字茅沼村50の 4、425所在の森林について所有権を有する

小林 三千代

古宇郡泊村大字茅沼村293の 1 所在の森林について所有権を有する

安木 鉄之助

古宇郡泊村大字茅沼村303、345、字山ノ上378の 1、378の 2、379所在の森林について所有権を有する

丹甫 初太郎

古宇郡泊村大字興志内村字塩越沢149所在の森林について所有権を有する

坂井 敬三

古宇郡泊村大字興志内村字塩越沢155所在の森林について所有権を有する

成田 勝藏

古宇郡泊村大字興志内村字塩越沢416所在の森林について所有権を有する

川村 幸作

古宇郡泊村大字盃村54の 1、55の 1、61、字盃山257所在の森林について所有権を有する

田原 外司

古宇郡泊村大字盃村61、字盃山257所在の森林について所有権を有する

田原 ふさ

古宇郡泊村大字盃村61、字盃山257所在の森林について所有権を有する

田原 勝雄

古宇郡泊村大字盃村字中峰84の 1 所在の森林について所有権を有する

佐藤 梅太郎

公 告

地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第22条第 3 項及び地方公務員共済組合法施行規程（昭和37年総理府・文部省・自治省令第 1 号）第67条の 2 の規定により、北海道市町村職員共済組合から、平成24年度の決算について登載依頼があった。

平成25年 7 月 5 日

北海道知事 高 橋 はるみ

北 海 道 市 町 村 職 員 共 済 組 合 公 告

北海道市町村職員共済組合定款第 5 条の規定に基づき、平成24年度決算の要旨を公告する。

平成25年 6 月12日

北海道市町村職員共済組合理事長 上 野 正 三

1 組合に属する地方公共団体等

市	町	村	一部事務組合等	合 計
22	129	15	103	269

2 組合員数及び給料月額、次のとおりである。

組 合 員 の 種 別	一般組合員(一般職)	一般組合員(特別職)	市町村長組合員	特定消防組合員	市町村長長期組合員	継続長期組合員	任意継続組合員	合 計
組 合 員 数 (人)	32,363	992	161	4,986	5	1	1,076	39,584
給 料 月 額 (百万円) : 長期	10,434	387	99	1,471	3	1	－	12,395
〃 : 短期	10,599	389	113	1,471	3	－	308	12,883
一人当たり給料月額 (円) : 長期	322,425	390,135	612,598	295,225	620,000	400,100	－	321,902
〃 : 短期	327,475	393,132	702,573	295,225	731,300	－	285,427	325,492

3 組合職員の数、次のとおりである。(単位：人)

経 理 単 位	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資	計
人 員	31	6	15	7	3	4	66

4 各経理単位別収支状況は、次のとおりである。

(1) 損益計算書の要旨(単位：千円)

区 分	短 期	長 期	預 託 金 管 理	業 務	保 健	宿 泊	貯 金	貸 付	物 資
(収 入)									

負 担 金	12,212,954	35,064,553		380,339	418,831				
掛 金	12,639,755	18,760,117			407,460				
施設収入・商品売上						1,152,773			347,881
基礎年金交付金									
利息及び配当金	20,751		549,667	15,562	38,468	38,127	1,255,041	13	18
そ の 他 収 入	856,949			157,275	43,450	75,454	27,465	572,878	46,294
他経理から繰入金						1,826,229			
前年度支払準備金	1,870,329								
前年度繰越長期給付積立金									
前期損益修正益					354			0	
計	27,600,739	53,824,670	549,667	553,176	908,564	3,092,582	1,282,506	572,891	394,193
(支 出)									
給 付 金	11,870,864								
役 職 員 給 与				202,799	43,637	244,082	57,084	18,706	31,971
旅 費 ・ 事 務 費				37,783	6,545	3,973	16,863	3,059	4,196
商 品 仕 入						24,251			347,881
飲 食 材 料 費						138,153			
委 託 費				18,071	24,329	135,644		3,422	830
支 払 利 息			549,667				953,274	478,718	
連 合 会 払 込 金	313,472							26,525	
老 人 保 健 拠 出 金	932								
退職者給付拠出金	1,054,847								
基礎年金拠出金負担金									
他経理への繰入金					1,526,229		300,000		
そ の 他 支 出	12,454,178	53,824,670		252,210	656,379	2,557,016	21,893	28,582	7,041
次年度支払準備金	1,884,742								
次年度繰越長期給付積立金									
貸 倒 損 失									

前期損益修正損					3,381	987			
固定資産除去損									
計	27,579,035	53,824,670	549,667	510,863	2,260,499	3,104,106	1,349,113	559,012	391,918
差引当期利益（損失）金	27,903	0	0	42,313	△1,351,935	△11,524	△66,607	13,879	2,275
	△6,199								

※短期の差引当期利益（損失）金欄は上欄は短期分、下欄は介護に係る差引当期利益（損失）金です。

(2) 貸借対照表の要旨 (単位：千円)

区分	短期	長期	預託金管理	業務	保健	宿泊	貯金	貸付	物資
(資産)									
流動資産	3,914,752	4,968,309	690,290	853,434	956,360	3,945,810	2,018,522	449,379	698,915
固定資産			23,549,011	1,474	63	1,955,862	66,763,692	19,535,666	
計	3,914,752	4,968,309	24,239,301	854,909	956,423	5,901,672	68,782,213	19,985,045	698,915
(負債)									
流動負債	1,135,499	4,968,309		82,784	66,303	81,173	62,927,711	8,341	41,536
固定負債	1,884,742		24,239,301	332,298	88,683	2,800,978	115,442	19,189,928	66,116
剰余金又は欠損金	894,511			439,827	801,437	3,019,521	5,739,060	786,776	591,263
計	3,914,752	4,968,309	24,239,301	854,909	956,423	5,901,672	68,782,213	19,985,045	698,915

総合振興局告示及び振興局告示

北海道渡島総合振興局告示第75号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年7月5日

北海道渡島総合振興局長 中西 猛 雄

1 落札に係る物品等の名称及び数量

- (1) 除雪トラック（7 t 専用4×4） 1台
（除雪トラック（7 t 専用4×4）1台と交換）
(2) ロータリー除雪車（2.2m／2,300 t） 1台
（ロータリー除雪車（250 p s）1台と交換）

2 落札を決定した日

平成25年6月25日

3 落札者の氏名及び住所

- (1)ア 氏 名 UDトラックス北海道株式会社
イ 住 所 札幌市厚別区厚別中央2条2丁目1番1号
(2)ア 氏 名 株式会社日本除雪機製作所
イ 住 所 札幌市手稲区稲穂3条6丁目4番38号

4 落札金額

- (1) 21,840,000円
(2) 32,025,000円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

平成25年5月14日付け北海道渡島総合振興局告示第57号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道渡島総合振興局函館建設管理部建設行政室建設行政課 (2) 所在地 函館市美原4丁目6番16号	
道 教 育 庁 教 育 局 告 示	
北海道教育庁オホーツク教育局告示第25号 次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。 なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。 平成25年7月5日 北海道教育庁オホーツク教育局長 千葉 俊 文 1 入札に付する事項 (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量 語学演習装置（CALLシステム）の賃貸借 一式 (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。 (3) 契 約 期 間 平成25年9月2日から平成31年8月30日まで。ただし、予算の範囲内で当該契約期間を変更することがあり得る。 (4) 納 入 場 所 北見市大正255番地 北海道北見緑陵高等学校 2 入札に参加する者に必要な資格 次のいずれにも該当すること。 (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借（電子計算機）の資格を有すること。 (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。 (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。 (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。 (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。 3 条件付一般競争入札参加資格の審査 (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。 ア 申 請 の 時 期 平成25年7月5日（金）から同月24日（水）まで（日曜日、	
土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。 ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室 (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。 4 契約条項を示す場所 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室 5 入札執行の場所及び日時 (1) 入 札 場 所 網走市北7条西3丁目 北海道オホーツク合同庁舎3階3号会議室（送付による場合は、郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室） (2) 入 札 日 時 平成25年8月2日（金）午前10時（送付による場合は、同月1日（木）午後5時までに必着） (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。 6 入 札 保 証 金 平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。 7 入札説明書の交付に関する事項 (1) 交 付 場 所 4に同じ。 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。 なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量100グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手又は国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。 また、電子メール送信による交付を希望する場合は、その旨を契約に関する事務を担当する組織に電子メール（アドレス：okhokyo.1shien@pref.hokkaido.lg.jp）で申し込むこと。 8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否 落札者の決定方法は次によることとし、契約書の作成は要する。 北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号）第151条第1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。	

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業者等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(4)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室
- (2) 所 在 地 郵便番号 093-8619 網走市北7条西3丁目
電話番号 0152-41-0785

11 Summary

- A Nature and quantity of the products to be procured :
Call System (Teaching Language) 1 set
- B Bid tendering date and time : 10 : 00 A.M., August 2, 2013
(If mailed, bids must arrive no later than 5 : 00 P.M., August 1, 2013)
- C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Okhotsk District
Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Kita 7-jo Nishi 3-chome,
Abashiri, Hokkaido 093-8619 Japan
Phone : 0152-41-0785

北海道教育庁十勝教育局告示第28号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成25年7月5日

北海道教育庁十勝教育局長 山 端 一 史

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称（1月当たりの単価）及び数量
語学演習装置（CALLシステム）の賃貸借 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
- (3) 契 約 期 間 平成25年9月1日から平成31年8月31日まで。ただし、予算
の範囲内で、当該契約期間を変更することがあり得る。
- (4) 納 入 場 所 中川郡池田町字清見ヶ丘13番地 北海道池田高等学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成25年北海道告示第3号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達物品に関し、要求仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成25年7月5日（金）から同月23日（火）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申 請 の 方 法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 帯広市東3条南3丁目1番地 北海道十勝合同庁舎4階A会議室（送付による場合は、郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室）

(2) 入 札 日 時 平成25年7月31日（水）午前11時（送付による場合は、同月30日（火）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 一連の調達契約に関する事項

この契約を含む一連の調達契約のうち最初の契約に係る入札の公告

平成25年6月7日付け北海道教育庁十勝教育局告示第26号

8 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
(2) 交 付 方 法 (1)の場所において交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量150グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道教育庁十勝教育局のホームページ（<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/tky/>）においてダウンロードすることができる。

9 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

11 そ の 他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(5)、(7)から(9)まで及び(11)から(13)までによるほか、次による。

契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名 称 北海道教育庁十勝教育局道立学校運営支援室
(2) 所 在 地 郵便番号 080-8588 帯広市東3条南3丁目1番地
電話番号 0155-26-9237

12 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured :

Call System (Teaching Language) 1 set

B Bid tendering date and time : 11 : 00 A.M., July 31, 2013

(If mailed, bids must arrive no later than July 30, 2013)

C Contact : Office of Prefectural School Spending Management, Tokachi District Bureau of Education, Hokkaido Office of Education, Higashi 3-jo, Minami 3-chome, Obihiro, Hokkaido 080-8588 Japan

Phone : 0155-26-9237

道 企 業 局 告 示

北海道企業局告示第13号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

平成25年7月5日

北海道公営企業管理者 伊 藤 邦 宏

- 1 落札に係る特定役務の名称（1月当たりの単価）及び数量
北海道企業局財務会計システムASPサービス供給業務 一式
- 2 落札を決定した日
平成25年6月24日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏 名 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ北海道
(2) 住 所 札幌市中央区北2条西4丁目1番地
- 4 落札金額
389,700円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
平成25年4月19日付け北海道企業局告示第8号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名 称 北海道企業局総務課
(2) 所在地 札幌市中央区北3条西7丁目